

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月9日(水) 午前10時00分から午前10時33分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員 24人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員

12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員

15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員

22番 井上 保邦 委員 23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 0人

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 田邊 洋樹 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員

14番 平井 正敏 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第7号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

追加議案第1号 農地転用事案に係る告発について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 樋口 尚司	事務局副参事 吉井 正二	事務局課長主幹 富山 典子
事務局主幹 中村 英樹	事務局主幹 日下部 啓司	事務局主幹 成田 裕次
事務局主幹 塩見 雅子	事務局主任 小山 八穂子	事務局主任 大橋 浩直

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から2月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和4年2月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は24名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号21番白神勇委員と議席番号23番難波朋裕委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と大橋主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて15件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が13件、貸借権設定が2件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から15番について調査票をもとに説明】 1番・2番について、前回保留の案件ですが、いずれも令和4年1月19日付で、申請取り下げ書が提出されました。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番・2番は取り下げ、その他の案件につきましては、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番と2番は取り下げ、ほか13件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しない

め、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということですので、議案第1号の、1番と2番は取り下げ、3番から15番までについて、許可、と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に5件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました5件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた5件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この5件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の5件とも許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から5番について許可、と決定します。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から10頁にかけて24件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました24件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた24件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この24件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どお

	<p>り施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の24件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から24番について許可、と決定します。 続きまして、11頁をご覧ください。 議案第4号「農用地 利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、田邊委員、山地委員、野口委員、平井委員、井上委員、に関する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 （ 田邊、山地、野口、平井、井上 委員 退席 ） それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、11頁から23頁にかけて59件の計画が、農業委員会に提出されました。 利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が11件、使用貸借が48件でございます。 また、利用期間につきましては更新が19件、更新切れを含む新規40件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが24件、社会福祉法人によるものが2件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、59件とも承認が相当と判断いたします。 各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、5名の委員に入室するように伝えてください。 （入室） 退室されていた5名の委員に報告いたします。</p>

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。
続きまして、24頁をご覧ください。
議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

富山です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。24頁1番から4番までの4件の証明願が提出されましたが、3番と4番については、取り下げ書が提出されました。そのため、ご審議いただくのは、1番と2番になります。

現地を確認したところ全てにおいて、畑や稲作の作付けがされている状態でありました。

また、申請農地は、全て農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

従いまして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しており、倉敷南地区協議会でもご承認いただきました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、3番、4番は取り下げ、1番、2番は承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第5号については、3番、4番は取り下げ、1番、2番は承認とします。

続きまして、25頁をご覧ください。

議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」です。
事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての説明】

富山です。議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」説明させていただきます。

25頁の26筆の案件であります。これにつきましては、今年度利用状況調査によって、11月末現在でB分類判断された1,501筆の内、最終的に農業委員・推進委員3人で確認していただきました真備岡田・真備市場地区の26筆について、「農地法第2条第1項の農地」に該当しない、いわゆる非農地と判断するものであります。

去る2月7日に開催されました真備地区協議会では、異議なしとのことでありました。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、26件は承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第6号についての、26件は承認とし

	<p>ます。</p> <p>ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p> <p>【報告第1号から第7号について報告・説明】</p> <p>日下部です。報告いたします。</p> <p>26頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、26頁から30頁にかけて15件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に31頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から32頁にかけて10件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に33頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から40頁にかけて43件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に41頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが41頁から42頁にかけて6件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に43頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが43頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が令和元年6月28日に農地中間管理権を取得した農地において、借りが変更されたため賃貸借権が移転されたものでございます。</p> <p>次に44頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」でございますが、44頁に1件の取り下げ書が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に45頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、45頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。

次に追加議案をご覧ください。
追加議案第1号「農地転用事案に係る告発について」を議題とします。追加議案をご覧ください。
これについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【追加議案第1号 農地転用事案に係る告発についての説明】**

・・・・・・・・・・事務局説明・・・・・・・・・・

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「農地転用事案に係る告発について」を承認することに、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することを決定します。

以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

吉井副参事 **【事務局から連絡事項を伝える】**

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議長 ありがとうございます。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は3月9日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時33分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年2月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員